

令和 2 年度和歌山県一般会計補正予算及び  
各特別会計補正予算



## 目 次

令和 2 年度和歌山県一般会計補正予算	1
令和 2 年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算	31
令和 2 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算	35
令和 2 年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算	39
令和 2 年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算	43
令和 2 年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算	47
令和 2 年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算	51
令和 2 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算	55
令和 2 年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算	61
令和 2 年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算	65
令和 2 年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算	69
令和 2 年度和歌山県公債管理特別会計補正予算	77
令和 2 年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算	81
令和 2 年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算	85
令和 2 年度和歌山県土地造成事業会計補正予算	87
令和 2 年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算	89



## 令和２年度和歌山県一般会計補正予算

令和２年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,402,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,826,754千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第２条 繰越明許費の追加及び変更は、「第２表 繰越明許費の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第３条 債務負担行為の追加は、「第３表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第４条 地方債の追加及び変更は、「第４表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		94,213,000	△1,075,800	93,137,200
	1 県 民 税	32,643,000	739,000	33,382,000
	2 事 業 税	19,020,000	△905,000	18,115,000
	3 地 方 消 費 税	21,826,000	△854,000	20,972,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,708,000	73,000	1,781,000
	5 県 た ば こ 税	1,001,000	34,000	1,035,000
	7 軽 油 引 取 税	5,829,000	36,000	5,865,000
	8 自 動 車 税	11,881,000	△200,000	11,681,000
	10 狩 猟 税	13,900	1,200	15,100
2 地方消費税清算金		42,992,000	△2,698,000	40,294,000
	1 地方消費税清算金	42,992,000	△2,698,000	40,294,000
3 地方譲与税		16,257,000	△476,000	15,781,000
	1 特別法人事業譲与税	14,145,000	△424,000	13,721,000
	2 地方揮発油譲与税	1,813,000	△33,000	1,780,000
	3 石油ガス譲与税	73,000	△11,000	62,000
	6 航空機燃料譲与税	10,000	△8,000	2,000
4 地方特例交付金		504,000	137,045	641,045
	1 地方特例交付金	504,000	137,045	641,045
5 地方交付税		173,090,481	1,939,496	175,029,977
	1 地方交付税	173,090,481	1,939,496	175,029,977
6 交通安全対策特別交付金		205,000	△20,000	185,000
	1 交通安全対策特別交付金	205,000	△20,000	185,000
7 分担金及び負担金		1,041,396	118,924	1,160,320
	1 分 担 金	37,124	6,400	43,524
	2 負 担 金	1,004,272	112,524	1,116,796
8 使用料及び手数料		6,170,179	△194,613	5,975,566
	1 使 用 料	4,600,627	△141,218	4,459,409
	2 手 数 料	1,569,552	△53,395	1,516,157

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 154,019,730	千円 4,839,624	千円 158,859,354
	1 国庫負担金	37,611,189	147,610	37,758,799
	2 国庫補助金	115,147,375	4,950,845	120,098,220
	3 委託金	1,261,166	△258,831	1,002,335
10 財産収入		534,875	392,296	927,171
	1 財産運用収入	193,754	△3,626	190,128
	2 財産売却収入	341,121	395,922	737,043
11 寄附金		115,935	428,864	544,799
	1 寄附金	115,935	428,864	544,799
12 繰入金		11,877,187	△2,184,062	9,693,125
	1 特別会計繰入金	332,047	276,418	608,465
	2 基金繰入金	11,545,140	△2,460,480	9,084,660
13 繰越金		1	6,703,008	6,703,009
	1 繰越金	1	6,703,008	6,703,009
14 諸収入		92,444,114	△124,926	92,319,188
	1 延滞金、加算金及び過料等	189,300	△13,514	175,786
	2 県預金利子	155	△96	59
	3 貸付金元利収入	86,222,678	6,798	86,229,476
	4 収益事業収入	2,824,435	△74,439	2,749,996
	5 受託事業収入	415,414	△128,003	287,411
	6 雑収入	2,792,132	84,328	2,876,460
15 県債		97,959,400	1,616,600	99,576,000
	1 県債	97,959,400	1,616,600	99,576,000
<b>歳入合計</b>		<b>691,424,298</b>	<b>9,402,456</b>	<b>700,826,754</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,283,534	千円 △34,595	千円 1,248,939
	1 議 会 費	1,283,534	△34,595	1,248,939
2 総 務 費		31,447,483	1,306,019	32,753,502
	1 総 務 管 理 費	13,248,538	1,371,650	14,620,188
	2 企 画 費	6,765,927	187,418	6,953,345
	3 徴 税 費	4,414,302	42,113	4,456,415
	4 市 町 村 振 興 費	781,903	△68,065	713,838
	5 選 挙 費	43,111	△1,057	42,054
	6 防 災 費	4,356,710	△148,889	4,207,821
	7 統 計 調 査 費	735,710	△11,608	724,102
	8 人 事 委 員 会 費	172,655	△33,322	139,333
	9 監 査 委 員 費	191,020	△4,695	186,325
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	566,229	△21,689	544,540
	11 自 然 保 護 費	171,378	△5,837	165,541
3 民 生 費		94,995,904	644,637	95,640,541
	1 社 会 福 祉 費	74,032,717	1,801,238	75,833,955
	2 児 童 福 祉 費	17,119,557	△1,164,189	15,955,368
	3 生 活 保 護 費	3,827,964	8,323	3,836,287
	4 災 害 救 助 費	15,666	△735	14,931
4 衛 生 費		38,649,455	△2,699,146	35,950,309
	1 公 衆 衛 生 費	24,201,966	△461,711	23,740,255
	2 環 境 衛 生 費	820,022	△52,128	767,894
	3 保 健 所 費	1,722,489	△133,775	1,588,714
	4 医 薬 費	10,583,109	△1,891,825	8,691,284
	5 環 境 対 策 費	1,321,869	△159,707	1,162,162
5 労 働 費		1,640,579	△363,592	1,276,987
	1 労 政 費	693,289	△148,759	544,530
	2 職 業 訓 練 費	851,207	△211,121	640,086
	3 労 働 委 員 会 費	96,083	△3,712	92,371
6 農 林 水 産 業 費		27,368,575	641,305	28,009,880
	1 農 業 費	6,438,939	△963,382	5,475,557

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	558,360	△60,677	497,683
	3 農地費	6,829,195	1,380,669	8,209,864
	4 林業費	7,260,216	354,288	7,614,504
	5 水産業費	3,979,760	△15,407	3,964,353
	6 試験研究費	2,302,105	△54,186	2,247,919
7 商工費		111,635,893	△340,054	111,295,839
	1 商業費	103,541,647	225,981	103,767,628
	2 工鉱業費	5,724,141	△492,154	5,231,987
	3 観光費	2,370,105	△73,881	2,296,224
8 土木費		104,962,298	17,564,614	122,526,912
	1 土木管理費	4,127,631	△382,073	3,745,558
	2 道路橋りょう費	62,196,204	6,635,251	68,831,455
	3 河川海岸費	24,576,723	10,832,049	35,408,772
	4 港湾費	7,630,459	568,654	8,199,113
	5 都市計画費	4,470,641	11,562	4,482,203
	6 住宅費	1,960,640	△100,829	1,859,811
9 警察費		29,117,668	△309,697	28,807,971
	1 警察管理費	25,350,515	△252,991	25,097,524
	2 警察活動費	3,767,153	△56,706	3,710,447
10 教育費		121,484,681	△2,224,163	119,260,518
	1 教育総務費	19,151,547	△1,071,049	18,080,498
	2 小学校費	29,859,702	△293,323	29,566,379
	3 中学校費	17,408,929	△407,913	17,001,016
	4 高等学校費	22,260,404	△168,053	22,092,351
	5 特別支援学校費	11,497,358	△11,193	11,486,165
	6 社会教育費	2,470,247	△74,970	2,395,277
	7 保健体育費	1,854,916	△28,008	1,826,908
	8 大学費	16,981,578	△169,654	16,811,924
11 災害復旧費		9,147,444	△4,629,529	4,517,915
	1 農林水産施設災害復旧費	1,340,575	△549,932	790,643
	2 土木施設災害復旧費	7,806,869	△4,079,597	3,727,272
12 公債費		72,363,042	2,298,216	74,661,258

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公 債 費	千円 72,363,042	千円 2,298,216	千円 74,661,258
13 諸 支 出 金		47,127,742	△2,451,559	44,676,183
	1 地方消費税清算金	22,855,000	△1,248,000	21,607,000
	2 利子割交付金	124,740	34,452	159,192
	3 法人事業税交付金	834,972	50,000	884,972
	4 地方消費税交付金	21,580,000	△1,352,000	20,228,000
	6 環境性能割交付金	385,776	△93,318	292,458
	7 利子割精算金	104	△103	1
	8 配当割交付金	747,846	△129,492	618,354
	9 株式等譲渡所得割交付金	395,604	286,902	682,506
<b>歳 出 合 計</b>		<b>691,424,298</b>	<b>9,402,456</b>	<b>700,826,754</b>

第2表 繰越明許費の補正			
1 追加			
款	項	事業名	金額
2 総務費			3,090,587 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費		8,912
		総合庁舎管理	8,912
	2 企画費		867,823
		地籍調査	674,123
		地域交通運行継続給付金	193,700
	6 防災費		2,213,852
		総合防災情報システム運営 防災ヘリコプター運営	68,852 2,145,000
3 民生費			851,306
	1 社会福祉費		798,353
		障害者支援施設整備	83,180
		グループホーム充実支援 老人福祉施設整備	41,800 673,373
	2 児童福祉費		52,953
		放課後児童健全育成対策等施設整備 仙溪学園運営管理	9,384 43,569
4 衛生費			349,062
	1 公衆衛生費		119,637
		感染症対策	119,637
	3 保健所費		66,556
		保健所運営	66,556
	4 医薬費		160,369
		ドクターヘリ格納庫・ヘリ給油施設整備	72,000
		医薬品等緊急対策	88,369
5 環境対策費		2,500	
	浄化槽設置等適正化指導	2,500	
5 労働費			27,298
	1 労政費		27,298
		勤労福祉会館管理運営委託	2,298

		教育訓練の推進	25,000
6 農林水産業費			5,172,135
	1 農業費		831,963
		農業活性化支援	201,989
		和歌山県農水産物・加工食品輸出促進	191,365
		わかやまブランド支援	438,609
	3 農地費		836,337
		県営中山間総合整備	245,206
		基幹水利施設ストックマネジメント	63,000
		県営中山間地域ほ場環境整備	52,500
		県営農業基盤整備促進	117,600
		団体営農地耕作条件改善	26,875
		団体営農業水路等長寿命化	3,823
		地すべり防止対策	81,473
		ため池調査	96,417
		中山間総合農地防災	81,999
		団体営ため池等整備	67,444
	4 林業費		1,045,723
		低コスト作業システム整備	12,100
		森林環境保全整備	663,956
		森林資源循環利用促進	69,845
		間伐材安定供給	32,984
		補助林道	204,241
		森林路網整備促進	45,244
		県土防災対策治山	17,353
	5 水産業費		2,458,112
		水産基盤整備	253,490
		漁港施設整備	2,000,381
		漁港海岸整備	153,287
		漁村環境整備	44,954
		漁港維持修繕	6,000
7 商工費			2,397,543
	1 商業費		2,318,643

		地域企業等事業再開支援	10,575
		事業継続支援金	600,000
		飲食・宿泊・旅行業給付金	1,308,068
		和歌山県家賃支援金	400,000
	2 工 鉱 業 費		78,900
		新エネルギー創出促進	78,900
8 土 木 費			20,493,042
	1 土 木 管 理 費		5,996
		地域優良賃貸住宅等供給促進	2,000
		住宅耐震化促進	3,996
	2 道 路 橋 り よ う 費		2,832,895
		道 路 調 査	63,680
		道 路 災 害 防 除	90,000
		交 通 安 全 施 設 等 整 備	94,975
		公 共 事 業 国 道 改 良	672,630
		地 方 特 定 道 路 整 備	1,774,410
		半 島 振 興 道 路 整 備	137,200
	3 河 川 海 岸 費		13,179,391
		河 川 調 査	77,000
		ダ ム 修 繕	258,500
		堤 防 改 修	459,690
		河 川 修 繕	602,400
		ポ ン プ 場 施 設 管 理	6,358
		河 川 整 備	11,666,943
		砂 防 修 繕	89,200
		砂 防 調 査	19,300
	4 港 湾 費		3,338,355
		港 湾 ・ 海 岸 管 理	8,000
		港 湾 調 査	11,100
		港 湾 修 繕	29,950
		海 岸 修 繕	132,200
		港 湾 施 設 整 備	1,545,985
		県 単 港 湾 施 設 整 備	35,860

		海岸整備（港湾）	678,860
		空港修繕	45,000
		空港整備	82,800
		国際便受入機能強化	768,600
	5 都市計画費		162,384
		公園整備	152,814
		下水道事業広域化総合推進	9,570
	6 住宅費		974,021
		公営住宅建設	974,021
9 警察費			40,575
	1 警察管理費		27,073
		警察施設等整備	27,073
	2 警察活動費		13,502
		交通安全施設整備	13,502
10 教育費			368,514
	1 教育総務費		51,285
		教育ネットワーク・ICT環境整備	3,335
		学校教育運営管理	36,450
		私立学校振興	11,500
	4 高等学校費		105,304
		教育設備等整備	105,304
	5 特別支援学校費		46,739
		特別支援学校校舎等整備	46,739
	6 社会教育費		46,849
		文化振興	3,581
		文化財保護育成補助	11,259
		特別史跡岩橋千塚古墳群等保存整備・活用	25,035
		管理運営（県立近代美術館）	3,080
		管理運営（県立紀伊風土記の丘）	1,672
		管理運営（県立自然博物館）	2,222
	7 保健体育費		118,337
		保健体育・給食管理運営	112,400
		学校体育等指導	5,937

11 災 害 復 旧 費			2,818,835
	1 農林水産施設災害復 旧費		629,111
		農 地 災 害 復 旧	123,062
		農 業 用 施 設 災 害 復 旧	187,601
		林 道 災 害 復 旧	222,678
		林地荒廃防止施設災害復旧	45,670
		漁 港 施 設 災 害 復 旧	50,100
	2 土木施設災害復旧費		2,189,724
土 木 施 設 災 害 復 旧		2,172,169	
災 害 土 木 単 独 復 旧		17,555	
合		計	35,608,897

2 変 更					
款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			809,231		3,575,257
	3 農 地 費		359,803		2,240,113
		県営水利施設等保全高度化	31,378	県営水利施設等保全高度化	249,927
		県 営 農 道 整 備	151,500	県 営 農 道 整 備	350,000
		県営ため池等整備	176,925	県営ため池等整備	1,640,186
	4 林 業 費		449,428		1,335,144
		一 般 治 山	449,428	一 般 治 山	1,335,144
8 土 木 費			5,096,200		58,878,280
	2 道路橋りよう費		4,316,400		45,808,698
		道 路 維 持	50,000	道 路 維 持	280,000
		道 路 保 全	2,793,300	道 路 保 全	16,025,385
		道 路 改 良	1,383,500	道 路 改 良	28,484,984
		広域地方計画道路改良	5,000	広域地方計画道路改良	175,216
		小規模道路改良	39,100	小規模道路改良	692,160
		サイクリングロード整備	45,500	サイクリングロード整備	150,953
	3 河川海岸費		488,500		11,470,482
		急傾斜地崩壊対策	64,700	急傾斜地崩壊対策	2,766,250
		砂 防	146,800	砂 防	7,033,232
		小規模土砂災害対策	14,700	小規模土砂災害対策	70,340
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	51,100	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策	88,900
災害緊急がけ崩れ対策		64,200	災害緊急がけ崩れ対策	227,640	
海岸整備（海岸）	147,000	海岸整備（海岸）	1,284,120		
5 都市計画費		291,300		1,599,100	
	公 共 街 路	261,300	公 共 街 路	1,453,500	
	地方特定道路整備（街路）	30,000	地方特定道路整備（街路）	145,600	
合 計		5,905,431		62,453,537	

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 令和2年度復旧治山（田辺市龍神村宮代大原地区）	自 令和2年度 至 令和3年度 (2年)	千円 70,000
2 令和2年度地すべり防止（新宮市熊野川町宮井地区）	自 令和2年度 至 令和3年度 (2年)	90,000
3 令和2年度大規模改造（和歌山北高校北校舎体育館）	自 令和2年度 至 令和3年度 (2年)	336,856

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年直轄災害復旧事業	千円 32,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
空港修繕	33,700	以下同上	以下同上	以下同上
減収補填	3,494,000			



2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 2,085,100	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	680,900	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	1,349,700			
公 共 農 業 農 村 事 業	788,300			
公 共 災 害 関 連 事 業	3,817,500			
公 共 治 山 事 業	275,500			
公 共 治 水 事 業	2,406,600			
公 共 水 産 基 盤 事 業	559,800			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,673,900	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,333,900	以下同上	以下同上	以下同上
1,256,000			
984,100			
4,996,300			
406,600			
6,514,800			
844,200			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共都市計画事業	千円 581,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共道路事業	18,360,900	以下同上	以下同上	以下同上
公共空港事業	164,500			
防災・減災・国土 強靱化緊急対策事 業	12,616,900			
公営住宅建設事業	648,300			
過年補助災害復旧 事業	552,000			
現年補助災害復旧 事業	2,033,200			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 607,900	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
21,714,600	以下同上	以下同上	以下同上
178,000			
12,686,800			
599,500			
585,700			
476,600			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過年直轄災害復旧事業	千円 332,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
単独災害復旧事業	358,600	以下同上	以下同上	以下同上
緊急防災・減災事業	2,500,100			
社会福祉施設整備事業	147,800			
半島振興道路整備事業	2,964,100			
学校施設整備事業	2,098,300			
警察施設整備事業	1,170,200			
地方道路等整備事業	1,047,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 348,100	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。  ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
223,500	以下同上	以下同上	以下同上
2,502,000			
106,000			
227,000			
2,199,300			
1,140,400			
819,700			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
河川等整備事業	千円 148,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
議会運営事務一般	34,500	以下同上	以下同上	以下同上
財産管理	328,200			
総合庁舎管理	36,000			
総合防災情報システム 運営	49,400			
保健所運営	68,500			
なぎ看護学校運営	9,600			
和歌山県立医科大学 薬学部設置	7,841,600			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 148,500	(1)借 入 先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
33,600	以下同上	以下同上	以下同上
295,800			
27,000			
32,300			
35,800			
7,000			
6,024,500			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
植物公園緑花センター等管理	千円 3,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
地震・津波被害に備えた建設部庁舎の移転・建替	417,800	以下同上	以下同上	以下同上
小規模土砂災害対策	16,600			
災害緊急がけ崩れ対策	14,700			
国際便受入機能強化	813,300			
公園整備	17,300			
特別史跡岩橋千塚古墳群等保存整備・活用	32,900			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 6,700	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
296,200	以下同上	以下同上	以下同上
14,700			
14,800			
799,000			
—			
11,200			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
合併特例事業	千円 233,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
防災対策事業	605,200	以下同上	以下同上	以下同上
公共施設等適正 管理推進事業	599,500			
緊急自然災害防止 対策事業	775,000			
行政改革推進	5,197,200			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	1,480,900			
臨時財政対策	17,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 223,400	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
561,400	以下同上	以下同上	以下同上
660,500			
4,351,300			
—			
1,323,700			
15,300,800			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当	千円 2,272,000	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 —	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>



## 令和２年度和歌山県農林水産振興資金特別会計補正予算

令和２年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,786千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,188千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 184,150	千円 △81,572	千円 102,578
	1 繰越金	184,150	△81,572	102,578
3 諸収入		93,493	△15,214	78,279
	2 貸付金元利収入	67,862	△10,051	57,811
	3 雑収入	25,626	△5,163	20,463
<b>歳入合計</b>		<b>277,974</b>	<b>△96,786</b>	<b>181,188</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 277,974	千円 △96,786	千円 181,188
	1 農 業 費	8,822	537	9,359
	2 林 業 費	178,221	△97,323	80,898
<b>歳 出 合 計</b>		<b>277,974</b>	<b>△96,786</b>	<b>181,188</b>



## 令和２年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

令和２年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ473,931千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 29,232	千円 △238	千円 28,994
	1 繰越金	29,232	△238	28,994
2 諸収入		517,899	△72,962	444,937
	2 貸付金元利収入	517,896	△72,962	444,934
<b>歳入合計</b>		<b>547,131</b>	<b>△73,200</b>	<b>473,931</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 商 工 費		千円 547,131	千円 △73,200	千円 473,931
	1 中小企業振興資金助成費	547,131	△73,200	473,931
<b>歳 出 合 計</b>		<b>547,131</b>	<b>△73,200</b>	<b>473,931</b>



## 令和 2 年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72,940 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 317,786 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 1	千円 68,899	千円 68,900
	1 繰越金	1	68,899	68,900
2 諸収入		244,845	4,041	248,886
	1 貸付金元利収入	244,845	4,041	248,886
<b>歳入合計</b>		<b>244,846</b>	<b>72,940</b>	<b>317,786</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		千円 244,846	千円 72,940	千円 317,786
	1 教 育 総 務 費	244,846	72,940	317,786
<b>歳 出 合 計</b>		<b>244,846</b>	<b>72,940</b>	<b>317,786</b>



## 令和 2 年度和歌山県職員住宅特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の職員住宅特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 201,935 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 190,487	千円 △5,442	千円 185,045
	1 財産運用収入	190,487	△5,442	185,045
3 繰越金		—	16,888	16,888
	1 繰越金	—	16,888	16,888
<b>歳入合計</b>		<b>190,489</b>	<b>11,446</b>	<b>201,935</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 190,489	千円 11,446	千円 201,935
	1 職員住宅管理費	190,489	11,446	201,935
<b>歳 出 合 計</b>		<b>190,489</b>	<b>11,446</b>	<b>201,935</b>



## 令和２年度和歌山県国民健康保険特別会計補正予算

令和２年度和歌山県の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,711,834千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 32,243,577	千円 770,117	千円 33,013,694
	1 国庫負担金	21,416,914	△1,141	21,415,773
	2 国庫補助金	10,826,663	771,258	11,597,921
3 療養給付費等交付金		542	△542	—
	1 療養給付費等交付金	542	△542	—
4 前期高齢者交付金		31,101,813	79,377	31,181,190
	1 前期高齢者交付金	31,101,813	79,377	31,181,190
5 共同事業交付金		124,969	32,192	157,161
	1 共同事業交付金	124,969	32,192	157,161
6 財産収入		468	△115	353
	1 財産運用収入	468	△115	353
7 繰入金		6,698,277	281,251	6,979,528
	1 一般会計繰入金	6,653,078	74,604	6,727,682
	2 基金繰入金	45,199	206,647	251,846
8 繰越金		416,532	191,177	607,709
	1 繰越金	416,532	191,177	607,709
9 諸収入		12,844	295,099	307,943
	1 雑収入	12,844	295,099	307,943
<b>歳入合計</b>		<b>102,063,278</b>	<b>1,648,556</b>	<b>103,711,834</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 2,758	千円 △170	千円 2,588
	1 総務管理費	2,121	△170	1,951
2 保険給付費等交付金		81,921,124	1,678,128	83,599,252
	1 保険給付費等交付金	81,921,124	1,678,128	83,599,252
3 後期高齢者支援金等		14,240,522	△68,529	14,171,993
	1 後期高齢者支援金等	14,240,522	△68,529	14,171,993
4 前期高齢者納付金等		18,729	6,802	25,531
	1 前期高齢者納付金等	18,729	6,802	25,531
5 介護納付金		5,745,446	△246	5,745,200
	1 介護納付金	5,745,446	△246	5,745,200
7 共同事業拠出金		125,074	32,192	157,266
	1 共同事業拠出金	125,074	32,192	157,266
9 保健事業費		9,069	494	9,563
	1 保健事業費	9,069	494	9,563
10 基金積立金		468	△115	353
	1 基金積立金	468	△115	353
<b>歳 出 合 計</b>		<b>102,063,278</b>	<b>1,648,556</b>	<b>103,711,834</b>



## 令和 2 年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,472,277 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,101,381 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 17,497,083	千円 △1,858,924	千円 15,638,159
	1 収益事業収入	17,497,083	△1,858,924	15,638,159
2 使用料及び手数料		58,804	△256	58,548
	1 使用料	58,804	△256	58,548
4 繰越金		1	392,966	392,967
	1 繰越金	1	392,966	392,967
5 諸収入		17,635	△6,063	11,572
	2 雑収入	17,634	△6,063	11,571
<b>歳入合計</b>		<b>17,573,658</b>	<b>△1,472,277</b>	<b>16,101,381</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 17,572,658	千円 △1,472,277	千円 16,100,381
	1 競輪事業費	17,572,658	△1,472,277	16,100,381
<b>歳 出 合 計</b>		<b>17,573,658</b>	<b>△1,472,277</b>	<b>16,101,381</b>



## 令和 2 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,478 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 966,247 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 493,499	千円 18,536	千円 512,035
	1 使用料	493,499	18,536	512,035
2 国庫支出金		233,805	△57,588	176,217
	1 国庫補助金	233,805	△57,588	176,217
3 財産収入		4	△1	3
	1 財産運用収入	3	△1	2
4 繰越金		1	61,853	61,854
	1 繰越金	1	61,853	61,854
5 諸収入		2,016	34,422	36,438
	3 雑収入	2,014	34,422	36,436
6 県債		238,400	△58,700	179,700
	1 県債	238,400	△58,700	179,700
<b>歳入合計</b>		<b>967,725</b>	<b>△1,478</b>	<b>966,247</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		千円 967,725	千円 △1,478	千円 966,247
	1 港湾施設管理費	967,725	△1,478	966,247
<b>歳 出 合 計</b>		<b>967,725</b>	<b>△1,478</b>	<b>966,247</b>

第2表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地方公営企業災害 復旧事業	千円 238,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 179,700	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。



## 令和2年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

令和2年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,877千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ846,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 129,264	千円 9	千円 129,273
	1 繰越金	129,264	9	129,273
3 繰入金		15,703	△4,886	10,817
	1 一般会計繰入金	15,703	△4,886	10,817
<b>歳入合計</b>		<b>851,418</b>	<b>△4,877</b>	<b>846,541</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 851,418	千円 △4,877	千円 846,541
	1 市町村振興費	851,418	△4,877	846,541
<b>歳 出 合 計</b>		<b>851,418</b>	<b>△4,877</b>	<b>846,541</b>



## 令和 2 年度和歌山県自動車税証紙特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の自動車税証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 484,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 788,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		千円 1,271,999	千円 △483,999	千円 788,000
	1 証紙収入	1,271,999	△483,999	788,000
2 繰越金		1	△1	—
	1 繰越金	1	△1	—
歳入合計		1,272,000	△484,000	788,000

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 1,272,000	千円 △484,000	千円 788,000
	1 繰出金	1,272,000	△484,000	788,000
<b>歳出合計</b>		<b>1,272,000</b>	<b>△484,000</b>	<b>788,000</b>



## 令和２年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

令和２年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ537,193千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,480,032千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費)

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第３条 地方債の変更は、「第３表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 2,691,639	千円 △91,907	千円 2,599,732
	1 財産売却収入	2,691,639	△91,907	2,599,732
2 繰入金		6,835	△5,139	1,696
	1 一般会計繰入金	6,835	△5,139	1,696
3 諸収入		22,251	53	22,304
	1 貸付金元利収入	16,251	53	16,304
4 県債		1,296,500	△440,200	856,300
	1 県債	1,296,500	△440,200	856,300
<b>歳入合計</b>		<b>4,017,225</b>	<b>△537,193</b>	<b>3,480,032</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		千円 3,743,925	千円 △537,193	千円 3,206,732
	1 土木管理用地取得事業費	16,251	53	16,304
	2 道路橋りょう用地取得事業費	3,727,674	△537,246	3,190,428
<b>歳 出 合 計</b>		<b>4,017,225</b>	<b>△537,193</b>	<b>3,480,032</b>

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土木費			368,000
	2 道路橋りょう用地取得事業費		368,000
		串本太地道路先行取得	368,000
合		計	368,000



第3表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
串本太地道路先行 取得事業	千円 1,023,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 583,100	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。



## 令和 2 年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

令和 2 年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,216,707 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 116,988,003 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 4	千円 △1	千円 3
	1 財産運用収入	4	△1	3
2 繰入金		75,172,124	2,216,708	77,388,832
	1 一般会計繰入金	72,295,516	2,315,265	74,610,781
	2 特別会計繰入金	2,876,574	△98,557	2,778,017
<b>歳入合計</b>		<b>114,771,296</b>	<b>2,216,707</b>	<b>116,988,003</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 114,771,296	千円 2,216,707	千円 116,988,003
	1 公 債 費	114,771,296	2,216,707	116,988,003
<b>歳 出 合 計</b>		<b>114,771,296</b>	<b>2,216,707</b>	<b>116,988,003</b>



## 令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	63,060人	58,210人
外来患者	23,203人	22,550人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	172.8人	159.5人
外来患者	95.5人	92.8人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,276,186千円	△19,865千円	2,256,321千円
第1項 医業収益	1,253,351千円	△54,188千円	1,199,163千円
第2項 医業外収益	1,022,835千円	23,923千円	1,046,758千円
第3項 特別利益	－千円	10,400千円	10,400千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,087,313千円	△20,070千円	2,067,243千円
第1項 医業費用	2,021,031千円	△27,178千円	1,993,853千円
第2項 医業外費用	66,182千円	△3,292千円	62,890千円
第4項 特別損失	－千円	10,400千円	10,400千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	393,434千円	40,919千円	434,353千円
第1項 企業債	39,200千円	△4,500千円	34,700千円
第2項 他会計負担金	344,537千円	53,213千円	397,750千円
第3項 国庫補助金	9,697千円	△7,794千円	1,903千円
	支	出	
第1款 資本的支出	400,665千円	40,919千円	441,584千円
第1項 建設改良費	51,192千円	40,919千円	92,111千円

第5条 予算第5条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第7条に定めた職員給与費「1,396,486千円」を「1,385,771千円」に改める。

第7条 予算第8条に定めたたな卸資産の購入限度額「104,663千円」を「109,934千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器整備事業	千円 34,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">30,200</p>	<p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>



## 令和2年度和歌山県工業用水道事業会計補正予算

第1条 令和2年度和歌山県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	837,945千円	△19,007千円	818,938千円
第1項 営業費用	749,129千円	△19,007千円	730,122千円

第3条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額596,846千円は、建設改良積立金120,000千円、過年度分損益勘定留保資金476,846千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額585,646千円は、建設改良積立金120,000千円、過年度分損益勘定留保資金465,646千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,521千円	11,200千円	13,721千円
第2項 国庫補助金	－千円	11,200千円	11,200千円

第4条 予算第6条に定めた職員給与費「191,905千円」を「174,678千円」に改める。



## 令和2年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 令和2年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 土地売却面積	7,875㎡	3,299㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	473,843千円	△92,757千円	381,086千円
第1項 営業収益	296,669千円	△101,486千円	195,183千円
第2項 営業外収益	177,174千円	8,279千円	185,903千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	250,639千円	81,547千円	332,186千円
第1項 営業費用	245,777千円	△15,438千円	230,339千円
第3項 特別損失	10千円	96,985千円	96,995千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金108,231千円及び当年度分損益勘定留保資金289,499千円」を「過年度分損益勘定留保資金168,125千円及び当年度分損益勘定留保資金176,605千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	397,730千円	△53,000千円	344,730千円
第2項 企業債償還金	360,000千円	△53,000千円	307,000千円

第5条 予算第6条に定めた職員給与費「31,665千円」を「28,004千円」に改める。



## 令和2年度和歌山県流域下水道事業会計補正予算

第1条 令和2年度和歌山県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間総処理水量	7,501,845m <sup>3</sup>	7,170,790m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	20,553m <sup>3</sup>	19,646m <sup>3</sup>

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	2,801,759千円	2,169千円	2,803,928千円
第1項 営業収益	853,430千円	△38,586千円	814,844千円
第2項 営業外収益	1,948,329千円	40,755千円	1,989,084千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	2,801,759千円	54,951千円	2,856,710千円
第1項 営業費用	2,543,681千円	22,135千円	2,565,816千円
第2項 営業外費用	258,078千円	△19,966千円	238,112千円
第3項 特別損失	-千円	52,782千円	52,782千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,365,708千円	123,888千円	1,489,596千円
第1項 企業債	168,000千円	18,800千円	186,800千円
第2項 補助金	1,029,708千円	86,167千円	1,115,875千円
第3項 負担金	168,000千円	18,921千円	186,921千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,365,708千円	123,888千円	1,489,596千円
第1項 建設改良費	774,000千円	123,888千円	897,888千円

第5条 予算第6条に定めた企業債の変更は、「別表 企業債の補正」による。

第6条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「949,920千円」を「890,946千円」に改める。

別表 企業債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 109,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	59,000	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 127,500	(1)借入先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 令和2年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
59,300	同上	同上	同上

和歌山県報

令和三年三月十九日

号外

別冊